

茨戸水再生プラザ脱臭設備臭気測定業務 仕 様 書

1 業務内容

茨戸水再生プラザにある各臭気発生源と脱臭設備前後の臭気測定を行い、報告書を作成する（試料採取及び報告書作成を含む。）

2 測定項目及び試料採取場所

(1) 測定項目

- ①アンモニア
- ②メチルメルカプタン
- ③硫化水素
- ④硫化メチル
- ⑤二硫化メチル
- ⑥臭気指数（濃度）

(2) 測定方法

臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法は平成7年環境庁告示第63号による。特定悪臭物質の測定方法は昭和 47 年環境庁告示第9号による。測定位置については、図面の通りとする。本業務対象施設の参考値は下記表のとおりである。

設備	アンモニア (ppm)	メチルメルカプタン (ppm)	硫化水素 (ppm)	硫化メチル (ppm)	二硫化メチル (ppm)	脱臭濃度 (ppm)
脱臭設備(入口)	2.0	3.0	20	0.4	0.4	100,000
脱臭設備(出口)	1.0	0.002	0.02	0.01	0.009	—

(3) 試料採取箇所及び検体数

試料採取 箇所	測定項目・検体数					
	アンモニア	メチルメルカプタン	硫化水素	硫化メチル	二硫化メチル	臭気指数（濃度）
しきホッパー	2	2	2	2	2	2
分配槽(1)	2	2	2	2	2	2
汚泥スクリーン	2	2	2	2	2	2
分配槽(2)	2	2	2	2	2	2
濃縮槽	2	2	2	2	2	2
汚泥圧送槽	2	2	2	2	2	2
脱臭設備(入口)	2	2	2	2	2	2
脱臭設備(出口)	2	2	2	2	2	2
計	16	16	16	16	16	16

※ 夏期（6～8月）、冬期（1～3月）の計2回の分析を行う。

※ 各測定項目一括分析可とする。

(4) 採取方法 (参考)

採取箇所	採取方法	検体数
しきホッパー	脱臭ダクト測定口から採取	各1検体
分配槽(1)	脱臭ダクト測定口から採取	各1検体
汚泥スクリーン	脱臭ダクト測定口から採取	各1検体
分配槽(2)	脱臭ダクト測定口から採取	各1検体
濃縮槽	脱臭ダクト測定口から採取	各1検体
汚泥圧送槽	脱臭ダクト測定口から採取	各1検体
脱臭設備(入口)	脱臭ダクト測定口から採取	各1検体
脱臭設備(出口)	脱臭ダクト測定口から採取	各1検体
合 計		8検体

※脱臭ダクト測定口は20mm～25mm程度の穴から採取するため採取方法の検討含めて行うこと。

(5) 試料採取前の注意事項

本市業務担当者に注意事項等を問い合わせること。採取前に付近を確認して、影響のないことを確認してから行なうこと。

3 測定地点

- ・ 茨戸水再生プラザ

業務担当職員の指示する地点（原則として他設備の臭気の影響を受ける場合、影響がない地点を選定）

4 業務期間

契約締結日 ～ 令和9年3月19日

5 提出書類

- ・ 業務代理人指定通知書（契約後直ちに）
 - ・ 業務代理人経歴書（契約後直ちに）
 - ・ 試料採取日程表（試料採取前に）
 - ・ 業務完了届
 - ・ 業務報告書
- 2枚割印（労働基準監督署印不要）

※業務報告書以外は所定の様式があるので、本市業務担当者と打ち合わせること。

6 業務報告書

業務報告書として、次のものを作成し、提出すること。構成・書式・体裁については、提出前に報告書案（数値部分は空白等で可）を作成し、本市業務担当職員の指示を受けること。

- (1) 報告書 2部

次のものを含む報告書とすること。

- ①測定結果一覧表*
- ②臭気測定の結果を示す書類*
- ③測定位置図
- ④試料採取状況を示す写真
- ⑤官能試験時の判定記録
- ⑥官能試験状況を示す写真

注： 上記のうち*を付したものについては押印すること。

(2) 報告書のデータ一式

上記の内容をExcel、Word又はPDF形式の電子文書として作成し、CD-R等1枚に記録したものとすること。ただし、押印は不要とする。

なお、上記写真原本がデジタル機器で撮影されたものである場合には、編集等を行っていない撮影写真（撮影日時以降に更新記録のないもの）を記録したCD-R等を併せて提出すること。

7 業務従事者等の配置及び職務

- (1) 委託者は、業務担当職員（業務主任）を定め、受託者に書面で通知するものとする。また、その内容を変更したときも同様とする。業務担当職員は受託者に対して常に状況に応じた監督を行なうものとする。
- (2) 受託者は、業務代理人を定め、その経歴を添えて書面をもって委託者に通知しなければならない。また、その内容を変更したときも同様とする。業務代理人は、委託者との連絡調整及び業務従事者に対する指示及び指導を行なう者であり、常に連絡場所及び連絡方法を明らかにしておくなければならない。なお、受託者は委託者から業務改善命令等がなされた場合には、その補正等の措置をしなければならない。

8 契約金額の支払い

総価契約の一括払いとし、業務完了後に検査を実施し、合格の場合には全額請求することができる。

9 留意事項

- (1) 契約締結後ただちに、業務担当職員から業務説明を受けること。
- (2) 測定については、令和9年3月5日までに試料採取すること。
- (3) 試料採取の日程調整等、必要な連絡調整は受託者が行なうこと。
- (4) 稼働中の施設であることに十分留意し、作業を行うこと。
- (5) 環境に配慮した業務履行

受託者は、受託業務における環境負荷の低減に配慮した履行に努めなければならない。特に、次の事項について積極的に取り組まなければならない。

ア 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。

- イ ごみ減量及びリサイクルに努めること。
 - ウ 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
 - エ 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
 - オ 業務に係る用品等は、極力エコマーク商品等のグリーン仕様品を使用すること。
 - カ 環境汚染につながる緊急事態へ備えること。
 - キ 業務に関わる従業員に対し、以上の内容について自覚を持つ研修を行なうこと。
- (5) その他詳細については、業務担当職員の指示によること。